



屋外広告物 (第1面)
許可
変更
継続 申請書

年 月 日						
栗東市長		様		申請者 住所 <small>(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)</small> フリガナ 氏名 印 <small>(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)</small> 電話()		
滋賀県屋外広告物条例	第10条 第15条第 項	の規定により、次のとおり申請します。				
1 種類 直接該当しない場合は、最も類似したものを選ぶこと。	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 管理用 <input type="checkbox"/> 非自家用 <input type="checkbox"/> その他 []					
	<input type="checkbox"/> 屋上 <input type="checkbox"/> 壁面 <input type="checkbox"/> 突出 <input type="checkbox"/> 野立 <input type="checkbox"/> 案内図板等 <input type="checkbox"/> 禁止物件添加					
	<input type="checkbox"/> 広告板 <input type="checkbox"/> 広告塔 <input type="checkbox"/> 立看板 <input type="checkbox"/> 広告旗 <input type="checkbox"/> はり紙 <input type="checkbox"/> はり札 <input type="checkbox"/> 電柱等 <input type="checkbox"/> アーチ <input type="checkbox"/> 広告幕 <input type="checkbox"/> アドバルーン <input type="checkbox"/> ぼんぼり					
2 規模及び数量	地上高	縦	横	面数	面積	数量
	m	m	m	面	m ²	個
3 主要な材料	<input type="checkbox"/> 金属 [] <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> プラスチック <input type="checkbox"/> その他 []					
4 表示(設置)期間	年 月 日から 年 月 日まで(年・ 月間)					
5 建築基準法による工作物の確認	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 未申請	6 道路法による道路の占用の許可	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 未申請	7 道路交通法による道路の使用の許可	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 未申請	
	8 表示(設置)に係る場所(区域)		栗東市		条例上の地域区分 <input type="checkbox"/> 禁止地域 <input type="checkbox"/> 許可地域 土地(物件)の所有者等の承諾 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 協議中	
9 都市計画法で定める地域地区の区分	<input type="checkbox"/> 第1種(第2種)低層住居専用地域/第1種(第2種)中高層住居専用地域/ 第1種(第2種)住居地域/準住居地域 <input type="checkbox"/> 近隣商業/商業地域 <input type="checkbox"/> 準工業/工業/工業専用地域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 風致地区					
10 景観類型の区分	<input type="checkbox"/> 森林景観・田園景観 <input type="checkbox"/> 河川景観 <input type="checkbox"/> 歴史街道景観 <input type="checkbox"/> 市街地景観 <input type="checkbox"/> 工場地景観 <input type="checkbox"/> にぎわい景観 <input type="checkbox"/> にぎわい交流景観 <input type="checkbox"/> 幹線道路景観 <input type="checkbox"/> 都心風格軸					
	<input type="checkbox"/> 景観形成推進地域外 <input type="checkbox"/> 景観形成推進地域内 (地域)					
11 管理者	住所氏名	印 電話()				
	資格等	<input type="checkbox"/> 登録試験機関の試験合格者 <input type="checkbox"/> 講習会修了者 <input type="checkbox"/> 職業訓練指導員免許所持者 <input type="checkbox"/> 技能検定合格者 <input type="checkbox"/> 職業訓練修了者 <input type="checkbox"/> 不要				
12 工事施工者	住所氏名	電話()				
	屋外広告業の登録番号等		年 月 日 滋賀県屋外広告業登録第 号			
※ 受付欄	※手数料	※決裁区分	※決裁権者	※課員	※担当者	
	円	部長等・課長等				
※ 許可条件						
※許可番号	年 月 日 栗東市指令 (屋) 第 号					

13

写真ちょう付欄

14 許可番号等 新規の許可申請にあつては、記入する必要はありません。	許可番号	年 月 日 栗東市指令 (屋) 第 号
	表示(設置)期間	年 月 日から 年 月 日まで(年・月間)

注1 新規の許可申請にあつては、次の書類を添付すること。

- (1) 表示し、又は設置する場所を示す地図(縮尺5,000分の1以上のもので、かつ、表示又は設置する場所から半径500メートル以内の地域の全域を表示するものに限る。)
- (2) 色彩及び意匠を明らかにした図面
- (3) 形状、寸法、材料及び構造を明らかにした仕様書及び図面
- (4) 土地又は建築物等との関係を明らかにした配置図
- (5) 周囲の状況が分かるカラー写真
- (6) 条例第10条第2項の規定の適用を受ける物件に係る申請である場合にあつては、管理者が条例第25条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類を添付すること。

2 変更の許可申請にあつては、注1(1)に掲げる書類及び当該物件のカラー写真のほか、変更に係る注1(2)から(5)までに掲げる書類を添付すること。

3 継続の許可申請にあつては、次の書類を添付すること。

- (1) 屋外広告物安全点検調書(当該掲出物件が広告板、広告塔、アーチ広告物又は広告幕を掲出する物件である場合に限る。)
- (2) 注1(1)に掲げる書類及び当該広告物又は掲出物件のカラー写真、前回許可書の写し

4 該当する()内に印を付すこと。

5 ※欄は、記入しないこと。

6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

(第3面)

栗東市長

様

届出者 住 所 〒

氏 名 ㊟

電話番号

代理人 住 所 〒

氏 名 ㊟

電話番号

栗東市景観条例第22条第3項及び栗東市景観条例施行規則第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

工夫や配慮した 事項	敷 地 内 に お け る 位 置	
	規 模	
	形 態 ・ 意 匠	
	色 彩	
	素 材	

注1 該当する□にレを記入してください。

2 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

※届出受付日	※届出番号
年 月 日	

(第4面)

屋上広告物	表示面積	(縦) $m \times$ (横) $m \times$ (面数) 面 = (合計面積) m^2
	水平投影面積	m^2 立面積 m^2
	建築物の高基準階の高	最高高さ m 塔屋を含む最高高さ m
	光源の点減	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 点減部分の積 m^2
	素材	<input type="checkbox"/> 金属 () <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> プラスティック <input type="checkbox"/> その他 ()
	掲出物件の色彩	※ (色彩見本貼付欄)
	その他配慮した事項	
壁面広告物	表示面積	(縦) $m \times$ (横) $m \times$ (面数) 面 = (合計面積) m^2
	表示される壁面の面積	m^2
	光源の点減	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 点減部分の積 m^2
	素材	<input type="checkbox"/> 金属 () <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> プラスティック <input type="checkbox"/> その他 ()
	掲出物件の色彩	※ (色彩見本貼付欄)
	その他配慮した事項	
突出広告物	表示面積	(縦) $m \times$ (横) $m \times$ (面数) 面 = (合計面積) m^2
	突出幅	m 上端の高さ m
	取付壁面高	m
	光源の点減	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 点減部分の積 m^2
	素材	<input type="checkbox"/> 金属 () <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> プラスティック <input type="checkbox"/> その他 ()
	掲出物件の色彩	※ (色彩見本貼付欄)
その他配慮した事項		

注1 該当する□にレを記入してください。

2 壁面の面積には、窓や開口部の面積も含まれます。

副

(第1面)

屋外広告物

許可
変更許可
継続許可

申請書

栗東市長		様		年 月 日		
		申請者住所				
		<small>(法人にあつては、その主たる事務所の所在地)</small>				
		ふりがな				
		氏名		印		
		<small>(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)</small>				
		電話()		—		
滋賀県屋外広告物条例	第10条 第15条第 項	の規定により、次のとおり申請します。				
1 種類 直接該当しない場合は、最も類似したものを 選ぶこと。	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 管理用 <input type="checkbox"/> 非自家用					
	<input type="checkbox"/> その他 []					
	<input type="checkbox"/> 屋上 <input type="checkbox"/> 壁面 <input type="checkbox"/> 突出 <input type="checkbox"/> 野立 <input type="checkbox"/> 案内図板等 <input type="checkbox"/> 禁止物件添加					
<input type="checkbox"/> 広告板 <input type="checkbox"/> 広告塔 <input type="checkbox"/> 立看板 <input type="checkbox"/> 広告旗 <input type="checkbox"/> はり紙 <input type="checkbox"/> はり札 <input type="checkbox"/> 電柱等 <input type="checkbox"/> アーチ <input type="checkbox"/> 広告幕 <input type="checkbox"/> アドバルーン <input type="checkbox"/> ぼんぼり						
2 規模及び数量	地上高	縦	横	面数	面積	数量
	m	m	m	面	m ²	個
3 主要な材料	<input type="checkbox"/> 金属 [] <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> プラスチック <input type="checkbox"/> その他 []					
4 表示(設置)期間	年 月 日から 年 月 日まで(年・月間)					
5 建築基準法による工作物の確認	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 未申請	6 道路法による道路の占用の許可	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 未申請	7 道路交通法による道路の使用の許可	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 未申請	
	8 表示(設置)に係る場所(区域)		栗東市		条例上の地域区分	<input type="checkbox"/> 禁止地域 <input type="checkbox"/> 許可地域
9 都市計画法で定める地域地区の区分	<input type="checkbox"/> 第1種(第2種)低層住居専用地域/第1種(第2種)中高層住居専用地域/ 第1種(第2種)住居地域/準住居地域					
	<input type="checkbox"/> 近隣商業/商業地域 <input type="checkbox"/> 準工業/工業/工業専用地域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 風致地区					
10 景観類型の区分	<input type="checkbox"/> 森林景観・田園景観 <input type="checkbox"/> 河川景観 <input type="checkbox"/> 歴史街道景観 <input type="checkbox"/> 市街地景観 <input type="checkbox"/> 工場地景観 <input type="checkbox"/> にぎわい景観 <input type="checkbox"/> にぎわい交流景観 <input type="checkbox"/> 幹線道路景観 <input type="checkbox"/> 都心風格軸					
	<input type="checkbox"/> 景観形成推進地域外 <input type="checkbox"/> 景観形成推進地域内 (地域)					
11 管理者	住所氏名	印 電話() —				
	資格等	<input type="checkbox"/> 登録試験機関の試験合格者 <input type="checkbox"/> 講習会修了者 <input type="checkbox"/> 職業訓練指導員免許所持者 <input type="checkbox"/> 技能検定合格者 <input type="checkbox"/> 職業訓練修了者 <input type="checkbox"/> 不要				
12 工事施工者	住所氏名	電話() —				
	屋外広告業の登録番号等	年 月 日 滋賀県屋外広告業登録第 号				
栗東市指令 (屋) 第 号 本件広告物(掲出物件)の表示(設置)を、滋賀県屋外広告物条例の規定により次の条件を付して許可します。 年 月 日 栗東市長 許可条件						

写真ちょう付欄

14 許可番号等 新規の許可申請にあつては、 記入する必要はありません。	許可番号	年 月 日 栗東市指令 (屋) 第 号
	表示(設置)期間	年 月 日から 年 月 日まで (年・ 月間)

注1 新規の許可申請にあつては、次の書類を添付すること。

- (1) 表示し、又は設置する場所を示す地図（縮尺5,000分の1以上のもので、かつ、表示又は設置する場所から半径500メートル以内の地域の全域を表示するものに限る。）
 - (2) 色彩及び意匠を明らかにした図面
 - (3) 形状、寸法、材料及び構造を明らかにした仕様書及び図面
 - (4) 土地又は建築物等との関係を明らかにした配置図
 - (5) 周囲の状況が分かるカラー写真
 - (6) 条例第10条第2項の規定の適用を受ける物件に係る申請である場合にあつては、管理者が条例第25条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類を添付すること。
- 2 変更の許可申請にあつては、注1(1)に掲げる書類及び当該物件のカラー写真のほか、変更に係る注1(2)から(5)までに掲げる書類を添付すること。
- 3 継続の許可申請にあつては、次の書類を添付すること。
- (1) 屋外広告物安全点検調書（当該掲出物件が広告板、広告塔、アーチ広告物又は広告幕を掲出する物件である場合に限る。）
 - (2) 注1(1)に掲げる書類及び当該広告物又は掲出物件のカラー写真、前回許可書の写し
- 4 該当する()内に印を付すこと。
- 5 ※欄は、記入しないこと。
- 6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

この処分について、不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条及び第45条の規定により、処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、栗東市長に対して異議申し立てをすることができます。

また、処分の取り消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に栗東市を被告（栗東市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申し立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申し立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

